

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【公表番号】特表2006-519969(P2006-519969A)

【公表日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2006-034

【出願番号】特願2006-507901(P2006-507901)

【国際特許分類】

F 16 F 15/04 (2006.01)

F 16 F 15/02 (2006.01)

E 04 B 1/36 (2006.01)

E 04 H 9/02 (2006.01)

【F I】

F 16 F 15/04 E

F 16 F 15/02 L

E 04 B 1/36 F

E 04 H 9/02 3 3 1 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月10日(2006.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上支承座と、下支承座と、それらの間の摺動負荷担持部材とを備え、前記摺動部材は選択的に前記上下支承座の一方もしくは他方に固定され、前記摺動部材と前記上支承座もしくは下支承座との間、または、前記摺動部材と前記上下支承座との間の摩擦は、使用に際し、前記上支承座と前記下支承座との間の相対的な水平移動を制動する支持集成体であつて、

該集成体は、前記摺動部材が前記上下支承座の一方もしくは他方に固定されたとき、前記上下支承座の外周縁を囲繞して該上支承座もしくは下支承座と協働可能な弾性スリーブであつて、前記摺動部材が固定されない方の前記支承座を付勢することで該支承座を、前記摺動部材と、該摺動部材が固定された方の前記支承座とに対する中心位置に復帰させもしくは該中心位置に留まらせる弾性スリーブを更に備えて成る支持集成体。

【請求項2】

上支承座と、下支承座と、それらの間の摺動負荷担持部材とを備え、前記摺動部材は選択的に前記上下支承座の一方もしくは他方に固定され、前記摺動部材と前記上支承座もしくは下支承座との間、または、前記摺動部材と前記上下支承座との間の摩擦は、使用に際し、前記上支承座と前記下支承座との間の相対的な水平移動を制動する支持集成体であつて、

該集成体はダイヤフラムを更に備え、前記摺動部材は前記ダイヤフラムの中央箇所にもしくはその近傍に配置され、または、該中央箇所に対して結合され、前記ダイヤフラムの周縁部は、前記上下支承座の一方もしくは双方の周縁部に結合されまたは該周縁部の近傍とされ、前記ダイヤフラムは、前記摺動部材を付勢することで該摺動部材を中心位置に復帰させもしくは留まらせるように、前記摺動部材と、前記上下支承座の一方もしくは他方もしくは双方と協働可能である、支持集成体。

【請求項 3】

前記摺動部材は前記上下支承座のいずれにも固定されない、請求項 2 に記載の集成体。

【請求項 4】

前記摺動部材は前記上下支承座のいずれにも固定されず、前記セルフセンタリング手段は前記ダイヤフラムを 2 つ備える、請求項 2 または請求項 3 に記載の集成体。

【請求項 5】

前記上下支承座の外周縁上の前記スリーブと、1 つもしくは 2 つの前記ダイヤフラムとの双方を有する、請求項 2 から請求項 4 の何れか一つの請求項に記載の集成体。

【請求項 6】

前記 1 つのダイヤフラムもしくは前記 2 つのダイヤフラムは加硫ゴムから成る、請求項 2 から請求項 5 の何れか一つの請求項に記載の集成体。

【請求項 7】

上支承座と、下支承座と、それらの間の摺動負荷担持部材とを備え、前記摺動部材は前記上下支承座の各々に対して摺動可能であり、前記摺動部材と前記上下支承座との間の摩擦は、使用に際し、前記上支承座と前記下支承座との間の相対的な水平移動を制動する支持集成体であって、

該集成体は更に、前記上下支承座の外周縁の全体にわたるスリーブであって、該上下支承座と協働して該各支承座を前記摺動部材に対する中心位置に復帰させもしくは該中心位置に留まらせるスリーブと、前記摺動体から外周方向に延在することで前記スリーブと協働して該摺動体を前記上下支承座間に中心合わせする剛性部材とを備える弾性的なセルフセンタリング手段を備えて成る支持集成体。

【請求項 8】

前記剛性部材は前記弾性スリーブに固着されて前記摺動部材に当接する、請求項 7 に記載の集成体。

【請求項 9】

前記剛性部材はディスクである、請求項 7 または請求項 8 に記載の集成体。

【請求項 10】

前記剛性部材はハブおよび複数本のスポークである、請求項 7 または請求項 8 に記載の集成体。

【請求項 11】

前記摺動部材は実質的に円筒形状であり、かつ、前記下支承座および前記上支承座の担持表面は実質的に平坦である、請求項 7 から請求項 10 の何れか一つの請求項に記載の集成体。

【請求項 12】

前記摺動部材は横断面が通常的な幾何学形状である、請求項 7 から請求項 10 の何れか一つの請求項に記載の集成体。

【請求項 13】

前記上下支承座の各担持表面の一方もしくは他方は湾曲され、かつ、それと協働するために、前記摺動部材の対応担持表面は湾曲される、請求項 7 から請求項 12 の何れか一つの請求項に記載の集成体。

【請求項 14】

前記スリーブは加硫ゴムまたは他の適切な弾性材料製である、請求項 1 、請求項 6 および請求項 7 から請求項 13 の何れか一つの請求項に記載の集成体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

他の実施形態において、本発明は上支承座と、下支承座と、それらの間の摺動負荷担持

部材とを備え、前記摺動部材は選択的に前記上下支承座の一方もしくは他方に固定され、前記摺動部材と前記上支承座もしくは下支承座との間、または、前記摺動部材と前記上下支承座との間の摩擦は、使用に際し、前記上支承座と前記下支承座との間の相対的な水平移動を制動する支持集成体であって、

該集成体はダイヤフラムを更に備え、前記摺動部材は前記ダイヤフラムの中央箇所にもしくはその近傍に配置され、または、該中央箇所に対して結合され、前記ダイヤフラムの周縁部は、前記上下支承座の一方もしくは双方の周縁部に結合されまたは該周縁部の近傍とされ、前記ダイヤフラムは、前記摺動部材を付勢することで該摺動部材を中心位置に復帰させもしくは留まらせるように、前記摺動部材と、前記上下支承座の一方もしくは他方もしくは双方と協働可能である支持集成体に在ると広範囲に表現され得る。